

# 地域共生社会に向けた検討の経緯・ 議論の状況

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

## 〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

## 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)**  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出**  
**「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定**
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**

# 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

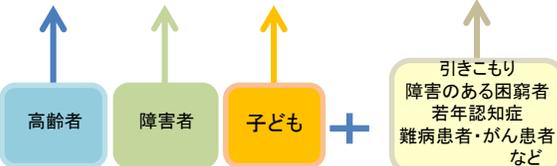
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

#### 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

#### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

#### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

## 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

### (4) **地域共生社会の実現**

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがい  
を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、  
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、  
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら  
暮らしことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

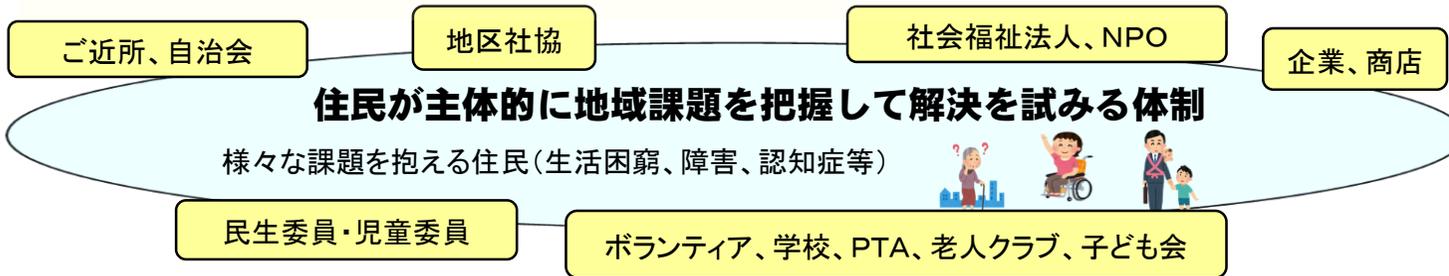
# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算  
平成30年度予算  
平成29年度予算

28億円（200自治体）  
26億円（150自治体）  
20億円（100自治体）

## (1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

## 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



**[1]** 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



**[2]** 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

## (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年4～9月分)

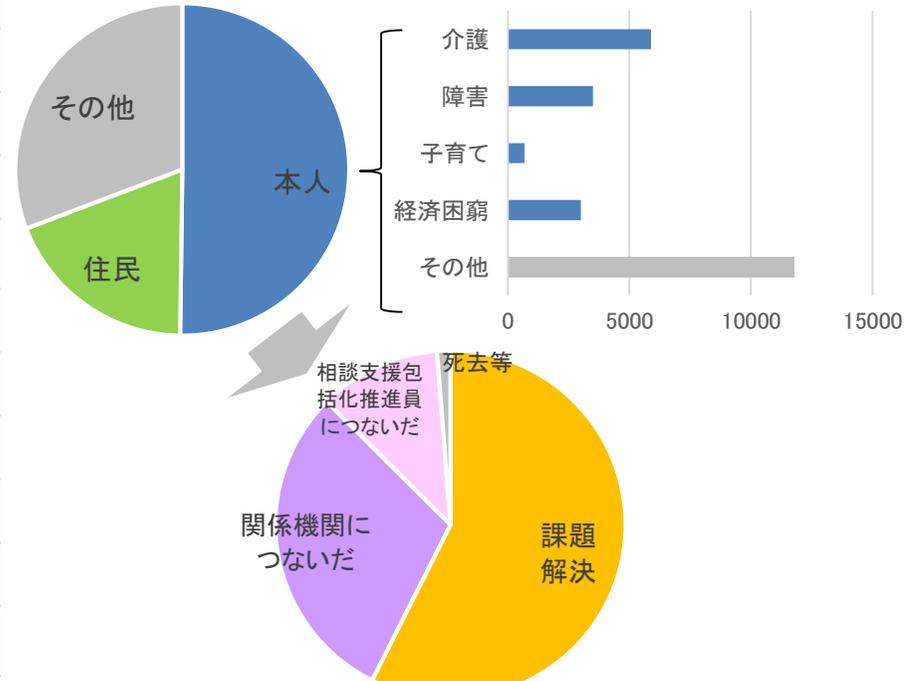
## 地域力強化推進事業

- ・「地域住民の相談を包括的に受け止める場」については、人口約2.9万人に1箇所の割合で整備
- ・人口1,000人あたりの相談受付件数は1.7件。相談受付件数の42.6%を解決。

実施自治体数	121
実績報告自治体数(平成30年10月31日現在)	84
「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の箇所数	427

相談受付件数	21,174
本人	10,631
住民	4,024
その他	6,519
相談内容	24,883
介護	5,896
障害	3,501
子育て	688
経済困窮	3,010
その他	11,788
終結した数	15,708
課題解決	9,016
関係機関につないだ	4,727
相談支援包括化推進員につないだ	1,772
死去・連絡が途絶えた等	193

※ 実績報告済みの84自治体の人口は12,409,889人



- ※ 1つの相談に複数の相談内容が含まれているため、相談受付件数と相談内容数は一致しない
- ※ すべての相談内容を終結できるわけではないため、相談受付件数と終結した数は一致しない
- ※ 集計の都合上、相談内容等の分類ができず「その他」で計上している自治体が数自治体あるため、「その他」の割合が多い
- ※ 適切な集計ができていない自治体は欠損値として取り扱う

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年9月末時点)

## 多機関の協働による包括的支援体制構築事業①

実施自治体数	117
実績報告自治体数(平成30年10月31日現在)	79

- 4～9月の6ヶ月間で、4,724人(3,639世帯)の複合化・複雑化した事例の相談を受け、1,752人の課題が解決・改善
- 相談経路は間接が2,642(55.9%)と多く、「専門的見地からの助言が受けなかったから」が最も多い理由となっている

### <支援対象者の状況>

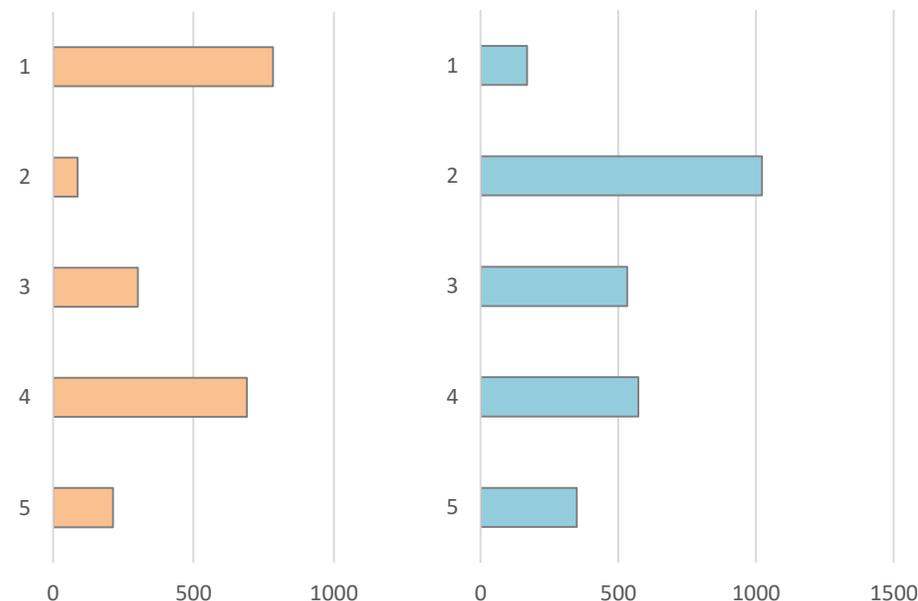
支援対象者数(人)	4,724
支援対象世帯数(世帯)	3,639

男性	2,326
女性	2,368
不明・その他	30

单身	高齢者のみ	母子・父子	高齢者と独身の子	3世代同居	その他
1,269	306	347	539	247	931

### <相談経路の状況>

直接	2,082
間接	2,642

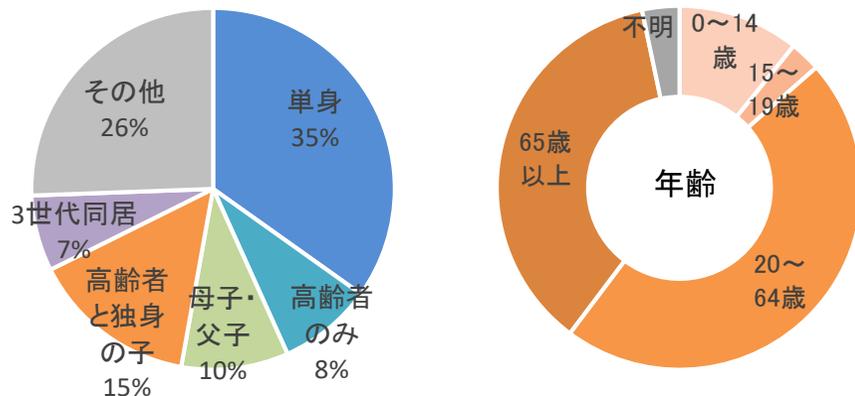


#### 直接相談があった主な理由

- どこに相談してよいかわからなかったから
- 別の機関等に相談したが対応してもらえなかったから
- 別の機関等から紹介されたから
- どのような相談も受ける総合相談窓口だったから
- その他・不明

#### 間接相談があった主な理由

- 事例についてスーパーバイズを受けなかったから
- 専門的見地からの助言が受けなかったから
- 関係機関間の調整が困難だったから
- 当該関係機関が対応すべき事例ではなかったから
- その他・不明



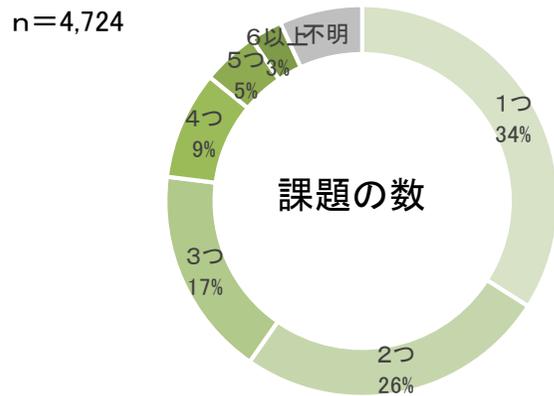
※世帯類型の「单身」は1人暮らし世帯。「高年齢者のみ」は2人以上の高齢者で構成されている世帯

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年9月末時点)

## 多機関の協働による包括的支援体制構築事業②

- 支援対象者のうち、2つ以上の課題が複合している者は59.1%。
- 内容(複数回答)は経済的困窮等が37.8%で最も多く、次いで障害(疑いを含む)が34.4%などとなっている。
- 相談支援包括化推進員が支援することで、関係機関の数が約6割増。ケース会議は1人あたり1.1回開催。

### <支援対象者の課題の数>

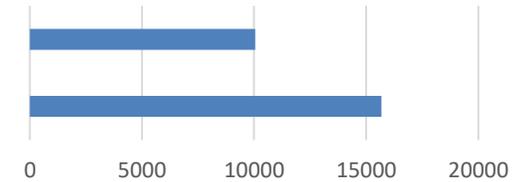


### <支援対象者の課題の内容(複数回答)>

経済的困窮等	1,786	37.8%
障害(疑い含む)	1,627	34.4%
家族関係(DV等)	1,179	25.0%
就労不安定・無職等	1,043	22.1%
病気・けが	954	20.2%
ひきこもり・孤立・ニート	866	18.3%
認知症・介護	694	14.7%
ゴミ屋敷・近隣トラブル	557	11.8%
住まい不安定	367	7.8%
養育困難等	281	5.9%
その他	260	5.5%

### <相談支援包括化推進員の関与による関係機関数の変化>

支援時点	10,057
支援後	15,680



### 関係機関数の変化(詳細)

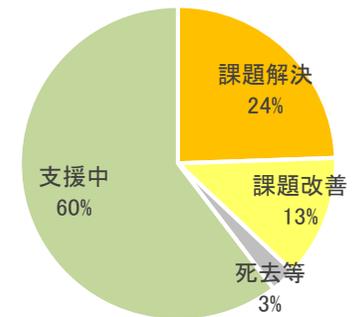
	行政	社協	生活困窮	介護	障害	子育て	保健医療	雇用	権利擁護	更生保護	地域	商工	教育等	計
支援時点	2,703	586	503	1,739	536	288	1,557	141	125	7	1,230	124	518	10,057
支援後	4,104	1,417	1,067	2,528	792	419	2,055	250	499	9	1,707	203	630	15,680
	26.9%	5.8%	5.0%	17.3%	5.3%	2.9%	15.5%	1.4%	1.2%	0.1%	12.2%	1.2%	5.2%	
	26.2%	9.0%	6.8%	16.1%	5.1%	2.7%	13.1%	1.6%	3.2%	0.1%	10.9%	1.3%	4.0%	

### <ケース会議の開催回数>

支援方針の検討・決定	2,344
状況共有のみ	2,806

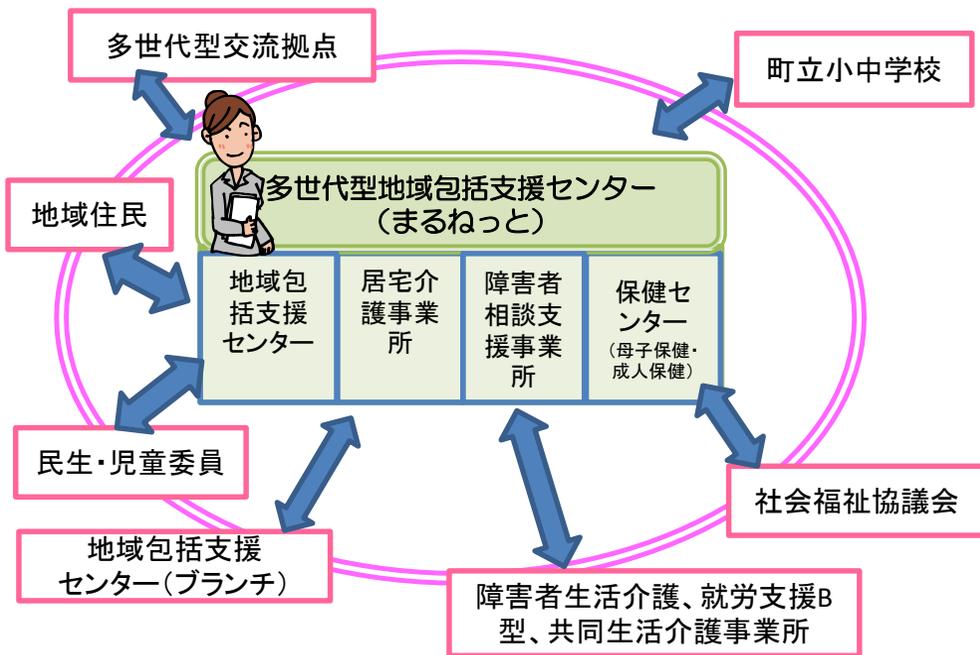
### <支援の終結の状況>

課題解決	1,155
課題改善	597
死去・その他	122
支援中	2,850



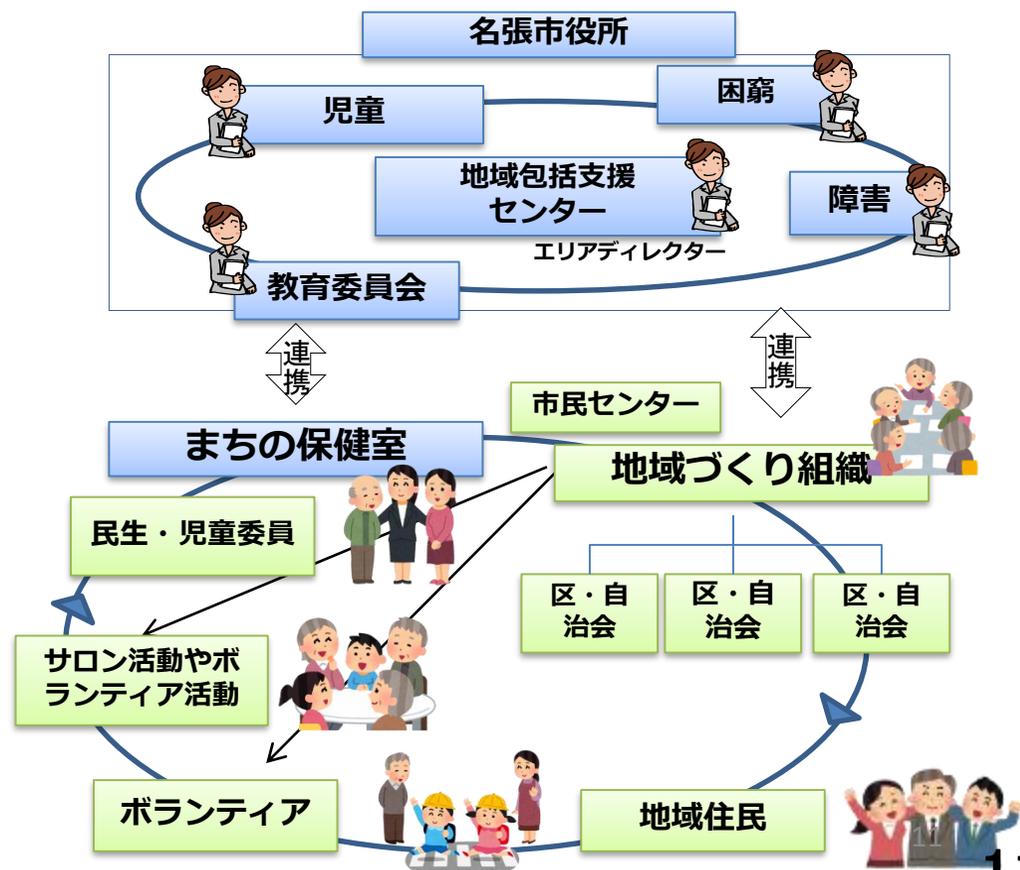
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



# 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p>A町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p><b>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</b></p>
<p>B市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。</li> </ul> <p><b>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</b></p>
<p>C市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p><b>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</b></p>

# 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

## 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
  - ・ 介護保険制度の地域支援事業
  - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
  - ・ 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業
  - ・ 健康増進事業
  - ・ その他の国庫補助事業
  - ・ 市区町村の単独事業

## 2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

# 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日  
第1回2040年を展望した社会保  
障・働き方改革本部 配付資料  
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  - ①多様な就労・社会参加の環境整備
  - ②健康寿命の延伸
  - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

## 《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

### 多様な就労・社会参加

#### 【雇用・年金制度改革等】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
- 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
- 中途採用の拡大
- 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充

○ 地域共生・地域の支え合い

### 健康寿命の延伸

#### 【健康寿命延伸プラン】

※今夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
  - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
  - ・疾病予防・重症化予防
  - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

### 医療・福祉サービス改革

#### 【医療・福祉サービス改革プラン】

※今夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
  - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
  - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
  - ・組織マネジメント改革
  - ・経営の大規模化・協働化

## 《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

# 地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

## I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

## II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

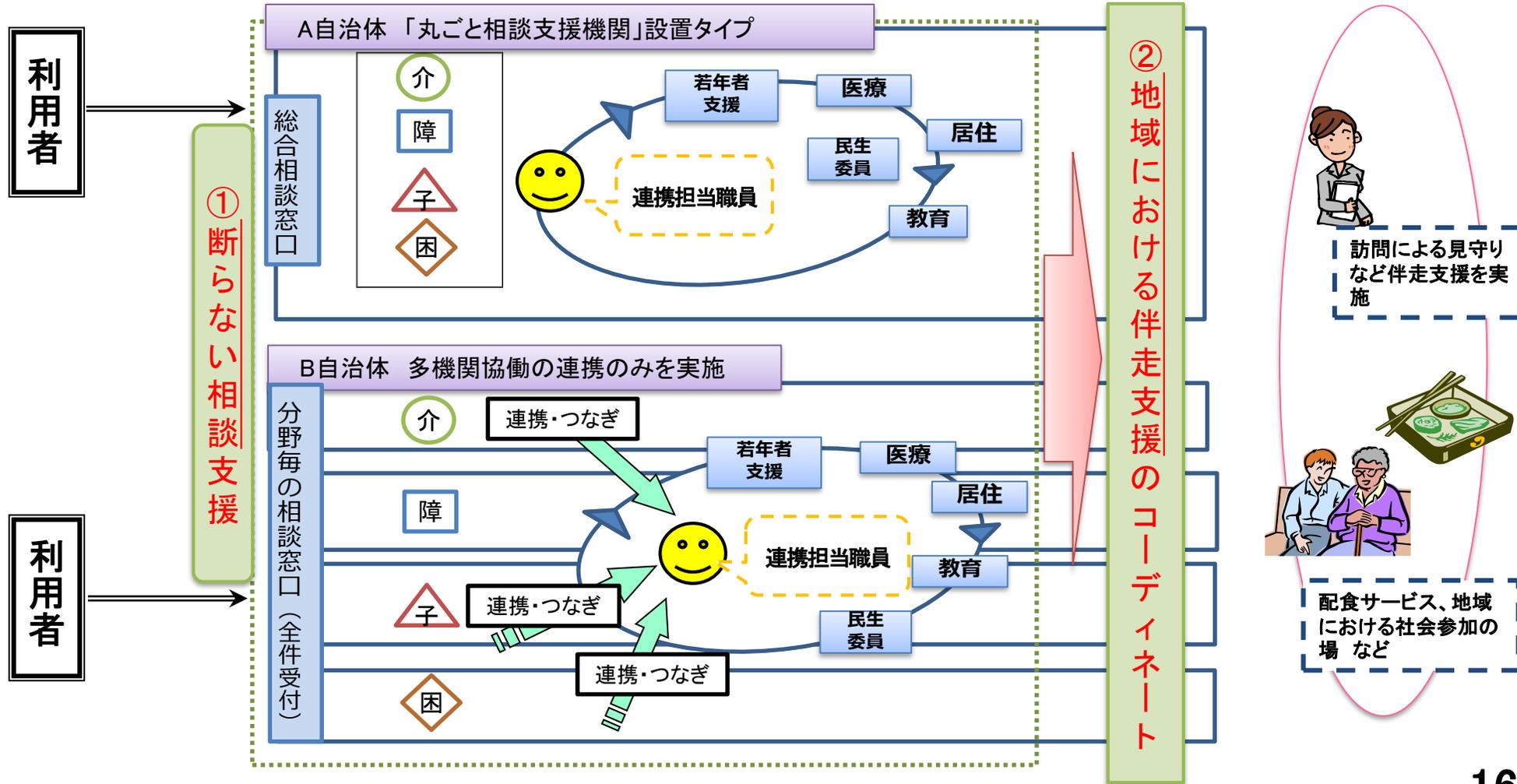
- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

## III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

# 新たな事業の支援フロー(イメージ)

- 8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
- また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
- 各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。



# 生活困窮者自立支援制度の概要

参考

## 包括的な相談支援

◆自立相談支援事業  
(全国903福祉事務所設置自治体で  
1,318機関(平成30年12月時点))

### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施  
・希望する町村において、一次的な相談等を実施

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



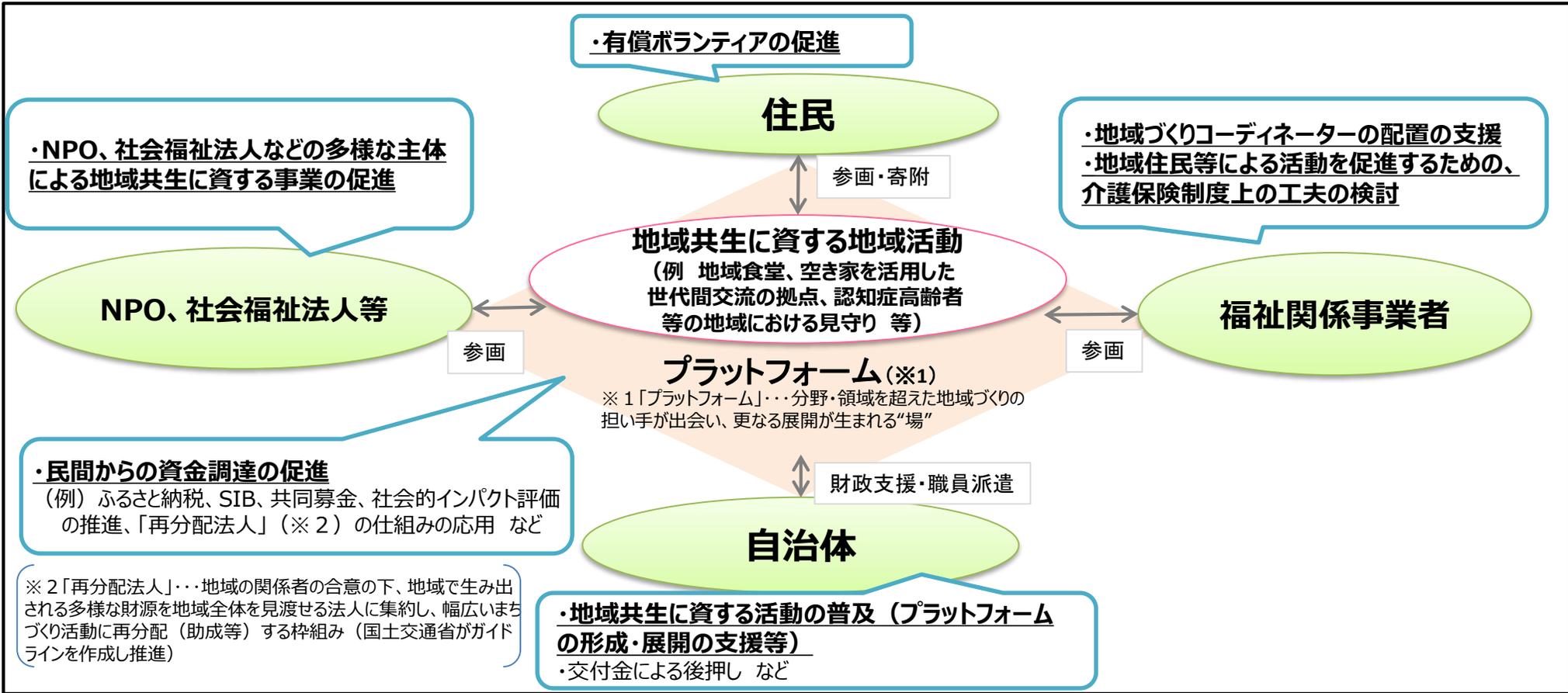
◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

# 1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

# 2. 考えられる政策の粗いイメージ



地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携施策についても検討・調整

# 地域共生社会研究会 報告書概要 (平成30年度社会福祉推進事業)

## 参加と協働によるセーフティネットの構築

～誰もがつながりを持ち、役割と物語が生まれる地域社会へ～

### はじめに(今回の報告書が前提としている社会背景)

- 高度成長期を迎え、仕事と生活の分離が進み、地域の連帯感が希薄化。核家族化が進むことで、家族の規模が縮小。いわゆる日本型雇用慣行の揺らぎ。  
⇒血縁、地縁、社縁の希薄化(日本の社会保障制度が前提としていた共同体機能の存在とその変遷)
- 近年の経済・社会の変化により、従来の共同体の機能の弱体化が加速。人々の生活や人生の多様性が増し、人々の抱える課題も複雑化。
- さらに人口減少社会に突入し、「右肩上がり」のモデルから成熟社会のモデルへと変化。社会のあり方や、制度・政策、自治体の業務実施体制にも影響。  
⇒公共政策、特に社会保障の仕組みを柔軟に進化させることにより、成熟社会における新たな価値創造を目指していく

#### <キーコンセプト>

「一人ひとりの生そのものがかけがえないもの」という価値観の徹底

政策の立案にあたっては、どこまでも“人”を中心に据え、生きていく力を高めていく(エンパワーメント)ことを志向し、制度を人の暮らしに合わせていく

### 第1章 公共私のあるべき形と行政の役割

- 社会の変化に伴って一人ひとりの人生や生活の多様性や複雑さの度合いが増している。また、個々人のQOLや幸福感も極めて個別的。各地域の状態像についても多様化が進行。少子高齢化・人口減少により共同体機能が弱体化する一方で、出会いや学びを通じて従来の地縁、血縁、社縁とは異なる新たな縁が生じている  
⇒「人生の多様性、QOL不可知の自覚」、「多様な参加の機会の確保」、「個人の自律の支援」の視点が重要
- 「公」や「公共」のあり方を問い直すことも必要であり、「公」を担う「民」を行政が支える、行政が「民」とともに「公」を担っていく観点も重要。
- 自治体職員が、地域の「理解者」あるいは「調整者」として関わることができるような役割の再定義や、地域住民や自治体の創意工夫を促すよう、制度に“余白”や“やわらかさ”を設けることも必要。

### 第2章 社会保障において今後強化すべきアプローチ

- 「関係性の貧困」への対応など社会的包摂の実現を目指す観点が重要  
⇒社会的包摂の視点の重視、多様な社会参加の機会の確保のための政策推進(この新しいアプローチは、憲法第13条の幸福追求権に根拠が求められる)
- 多様かつ複雑な課題を抱えながらも社会の中で生きていこうとする個人の力や、個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求する自律を支えるという観点を重視し、相談支援などの手続的給付を重点化すべき
- 「自助・互助・共助・公助」といった固定的な役割分担ではなく、個人の自律を支える行政・市場(営利企業)・非営利組織・地域コミュニティといった主体が、パランスの取れた形で役割を果たすことではじめて、個人を基点とする包括的なセーフティネットの充実につながる
  - ・ 一人ひとりが多様で複雑な課題を抱えながらも生きていく力を高める(エンパワーメント)「伴走型」の支援の普及
  - ・ 個人が必要なつながりを選択していくことができるよう、住民相互の顔の見える関係性に基づくケア・支え合いを多様に広げていくアプローチも必要

### 第3章 これからの政策の方向性

- 次期社会福祉法改正における検討課題
  - ・ 全属性、全世代を対象とする「断らない相談支援」を中心とした包括的支援体制を構築するための新たな法定事業の創設の検討
  - ・ 就労支援、地域における居住支援などの困難性に着目した支援や、地域における伴走体制の確保を一体的に実施する枠組みの検討
  - ・ 各種支援の一体的な実施を容易にするための補助金の申請・交付の仕組みの検討
- 地域における重層的なセーフティネットの構築のために、多様な担い手の参画による地域活動を促進する方策の検討(地域住民同士の出会いと学びの場の創出)
- 中長期の検討課題
  - ・ 「伴走型」支援の普及のための共通基礎課程など養成課程の検討
  - ・ つながりがもたらす社会的価値の評価枠組みの開発
  - ・ 地方自治、まちづくり、教育など他領域との連携

# 包括的相談支援体制の整備に係る自治体職員との意見交換・協議の場 (通称 自治体間協議)の概要

## <自治体間協議の狙い>

- ・社会福祉法の規定に基づく包括支援体制については、平成29年介護保険法等改正法の附則において、公布後3年(令和2年)を目途に、全国的に整備するための方策を検討することとされている。
- ・この検討を進めるに当たり、包括的支援体制の構築に向けたモデル事業を実施している自治体との間で丁寧な対話を行い、モデル事業を取り進む中で見えてきた課題や更なる環境整備の要望などを共有し、具体的な検討につなげていくため、国と自治体の担当職員との間で、自由な議論を行う場として設定(全4回開催)

## ○参加自治体リスト(計12団体、オブ2団体)

北海道鷹栖町、秋田県大潟村、埼玉県、千葉県松戸市、神奈川県藤沢市、愛知県長久手市、三重県名張市、滋賀県彦根市、兵庫県たつの市、鳥取県南部町、長崎県長崎市、鹿児島県瀬戸内町 (オブ 岐阜県大垣市、福岡県大牟田市)

### 第1回

(H30年7月11日)

- ・包括的な支援体制を全国的に展開・推進していくための環境整備・方策のあり方
  - －対象者横断的な総合相談支援機関のあり方(窓口集約の考え方、出口支援との連携の必要性)
  - －多機関協働の中核を担う人材の配置(中核を担う人材の役割、人材確保の課題)

### 第2回

(H30年10月22日)

- ・地域における包括的支援体制の整備パターン検討(総合相談支援機関と多機関協働の中核の組み合わせ)
- ・多機関協働の中核を担う機能の役割の明確化、人材育成について
- ・地域づくりのあり方
  - －地域づくりを進める際の課題、柔軟に地域づくりを進めるに当たって求められる環境整備

### 第3回

(H30年11月15日)

- ・市民活動部局からの取組共有(岩手県金崎町、愛知県大口町、滋賀県東近江市)と地域づくりの現状
- ・既存の施策で地域づくりを進めるためのポイント
  - －「安心、安全、自由に議論できる場」の必要性
- ・地域づくりを進めるための環境整備のあり方

### 第4回

(H31年3月28日)

- ・各自治体の創意工夫に基づく取組を支援するための新たな法定事業のあり方について(法定事業への期待、環境整備に係る要望)
- ・総合的な相談支援と包括的に提供される出口支援のあり方について
- ・地域における伴走体制の確保について